

参加してみませんか
講座・催し

酒害教室

無料
申込不要

飲酒問題についての正しい知識と理解を深めませんか? 飲酒問題を抱え回復をめざしている方、家族の飲酒問題で悩んだり困っている方など、どなたでも参加できます。

日時 5月8日(水) 14時～16時

場所 区役所2階 集団検診室

内容 アルコール依存症専門病院の相談員によるミニ講座、当事者体験談など

統合失調症の家族教室

無料

統合失調症について家族が正しい知識を学び、本人への接し方などを参加者の皆さんと考えてみませんか? 「わが家だけが特別ではなかった」と気づける教室です。

日時 5月15日(水)
13時30分～15時30分

場所 区役所2階 集団検診室

対象 統合失調症と診断された方のご家族
※初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください内容 ・施設見学(区内にあるグループホーム)
・家族交流会

申込 電話・窓口

地域生活向上教室
(ほっこり・ほのぼの)

無料

地域で自分らしく安定した生活ができることを目的とした教室です。仲間と一緒にほっこりした時間を過ごしてみませんか? 午前の教室のため、生活リズムも整います。

日時 5月16日(木)、6月6日(木)
各9時30分～11時30分

場所 区役所2階 集団検診室

内容 軽い運動やレクリエーション、
SST(ソーシャルスキルトレーニング)など対象 統合失調症を中心とする精神障がいのある方
※主治医の意見書が必要です。初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください

申込 電話・窓口

マタニティクラス

無料

胎動を感じるようになる時期から、出産に向けて少しずつ準備を始めませんか? 妊婦さん同士の交流もしています。

日時 ①5月17日(金) 13時30分～15時30分
②6月5日(水) 13時30分～15時30分

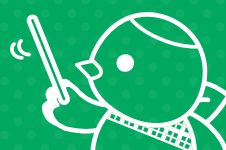
場所 区役所2階 集団検診室

内容 ①妊娠中の食生活(栄養士)／赤ちゃんとの暮らし(保健師)／ベビーグッズの展示
②歯科健診／歯の健康について(歯科衛生士)／妊娠中の過ごし方(保健師)

対象 妊娠6～9か月頃の妊婦さん

定員 各15名(先着順)

申込 電話・窓口

3 すべての人に
健康と福祉を申込 保健福祉課(保健活動)
1階⑪番
問合せ 06-6915-9968区役所等からの
お知らせ国民健康保険料決定通知書の
主な内容を点字文書にして
同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、下記までお申し込みください。

※一度の申込みで毎年の手続きは不要です。ただし、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、改めて申込みが必要です

申込 電話※住所・氏名・生年月日をお聞きます

申込 窓口サービス課(保険年金／保険)
問合せ 3階③①番 06-6915-9956後期高齢者医療制度の
保険料率改定について

令和6年度・7年度の後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました。

国による医療保険制度改革の影響などにより、**被保険者均等割額は57,172円、所得割率は11.75%**となります。また、**保険料の年間限度額が80万円**となります。

ただし、令和6年度の保険料については、激変緩和措置*があります。また、世帯の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

決定した保険料額は、7月にお知らせします。

※激変緩和措置について
生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した方は73万円を年間限度額とします。賦課の基となる所得金額が58万円以下の方は軽減用の所得割率10.94%を適用します。

問合せ 窓口サービス課(保険年金／保険)
3階③①番 06-6915-9956コンビニ交付は早い!安い!便利!
お得で便利なコンビニ交付を
ぜひご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニにあるマルチコピー機で住民票の写しや印鑑証明書などが取得できます。

コンビニ交付は区役所窓口より
手数料が1枚当たり100円お得です!
※戸籍全部(個人)事項証明書を除く

コンビニ交付の
詳しいことはこちら受付時間 6時30分～23時
※土日祝を含む。12月29日～
1月3日およびシステムメンテナンス日を除く問合せ 住民票・印鑑登録・戸籍証明について
市民局 住民情報担当 06-4305-7345
税の証明について
財政局管理グループ 06-6208-7742

地域の身近な相談窓口 つなげ隊にご相談ください!

さまざまな生活課題を抱えている人を、専門機関などと連携して支援につなげていく
地域福祉コーディネーター(通称「つなげ隊」)が各地域にいます。

地域の身近な相談窓口として、お気軽にご相談ください!

主な活動 ◆住民の皆さんのさまざまな相談を受け、必要に応じて関係機関へつなぐ
◆「ふれあい喫茶」等の福祉活動への参加
◆回覧板・掲示板を活用したサロン活動、体操など健康に役立つ情報の発信 など

地域名(活動拠点)	電話番号
榎本(榎本福祉会館横)	06-6965-2123
今津(今津会館)	06-6962-7273
茨田南(茨田南福祉会館)	06-6913-7200
茨田(茨田福祉会館)	06-6912-5900
茨田東(茨田東福祉会館)	06-6912-8833
茨田北(茨田北福祉会館)	06-6913-8119

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 06-6915-9859

5月12日は民生委員・
児童委員の日です

民生委員・児童委員は、生活に困った人や児童の保護・育成などに関する相談を受け、自立を助けるために必要な支援を行う地域福祉推進の担い手です。また、主任児童委員は子育てサロンの運営や児童虐待防止の取組みなど、児童福祉を専門に各地域で活動しています。

生活上のことや子どものこと、その他福祉に関する相談は、お近くの民生委員・児童委員および主任児童委員にご相談ください。

お住まいの地域の民生委員・児童委員については、下記までお問い合わせください。

問合せ 鶴見区民生委員児童委員協議会
事務局 区役所3階③③番
06-6915-9950 FAX 06-6913-6235

カラス被害を受けないために

カラスは春先に巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。この時期は親カラスがヒナを守るために、巣に近づいた人に対して威嚇行動をとることがありますのでご注意ください。

●カラスや巣の辺りをじっと見ないように、あわてずその場から離れましょう。

●巣立ち直後のヒナが地面に落下することがあります。親カラスに威嚇されるなど危ないので、ヒナに近づかないようにしましょう。

問合せ 保健福祉課(生活衛生) 1階⑪番
06-6915-9973悪質な住宅改修業者に
ご注意ください!

「大阪市の委託を受けている」などと偽り、住宅改修業者が突然訪問してくる事案が発生しています。

悪質な事例

◆無料で住宅改修できるからと介護保険の認定申請をすすめる

◆受診医療機関を聞き出して無断で認定申請を行い、住宅改修工事を強要する

介護保険の住宅改修の利用限度額は原則20万円です。不要な改修工事をしてしまうと、将来必要になったとき工事できなくなります。

【業者等の訪問や電話があった場合は】

- ◆「介護保険の認定申請をする意思がない」とハッキリと断る
- ◆安易に介護保険被保険者証を見せない、渡さない
- ◆個人情報を伝えない

また、認定申請をした心当たりがないのに「介護保険資格者証」が送付されたり、認定訪問調査の日程調整の連絡があった場合は、**大阪市認定事務センター(06-4392-1700)**または下記までご相談ください。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
06-6915-9859

地域名(活動拠点)	電話番号
焼野(焼野福祉会館)	06-6913-9191
茨田西(茨田西社会福祉会館)	06-6915-3920
横堤(横堤福祉会館)	06-7860-3341
緑(緑ふれあいの家)	06-7507-1018
鶴見北(鶴見北公民館)	06-6915-1151
鶴見(鶴見公民館)	06-6912-5000

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 06-6915-9859 鶴見区社会福祉協議会 06-6913-7070